

# 1. 東日本大震災による被災者の皆様へ 村民税等の減免のご案内

## 1 村税等の減免

個人村県民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料のうち、災害が発生した平成23年3月11日以降の税額等について、被害の状況により、平成22年度及び平成23年度の村税等の減免を実施いたします。

【お問い合わせ先】

- ・ 個人の村県民税、固定資産税、国民健康保険税については、  
住民税務課 TEL 57-4622
- ・ 介護保険料については、玉川村保健センター TEL 37-1024

### ◇減免の対象となる税目及び納期等

税 目 等		減免の対象となる納期等	備 考
個人村県民税	普通徴収	平成23年度全期分	非住宅の損害を除く。
	給与特別徴収	平成22年度のうち 平成23年3月徴収分から5月 徴収分まで	
		平成23年度全期分	
年金特別徴収	平成23年度4月徴収分以降		
国民健康保険税	普通徴収	平成22年度随時分	
		平成23年度全期分	
	特別徴収	平成23年度4月徴収分以降	
介護保険料	普通徴収	平成22年度随時分	
		平成23年度全期分	
	特別徴収	平成23年度4月徴収分以降	
固定資産税		平成23年度全期分	被災した土地、 家屋、償却資産

※災害前の納期分は該当しません。

### ◇減免（損害の程度によって村税等の一部又は全部を減額）の要件及び減免の割等

（1）個人村県民税・国民健康保険税・介護保険料

#### ①減免の対象及び割合について

（ア）災害により納付義務者が死亡した場合や障害者となった場合及び生活保護法の規定による生活扶助を受けることになった場合

事 由	減免の割合
死亡したとき。	全 部
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき（個人市県民税に限る。）。	全 部

障害者となったとき。	9 / 10
------------	--------

(イ) 納税義務者又は納付義務者（控除対象配偶者、扶養親族を含む。介護保険料は同一の世帯に属する生計中心者を含む。）の所有に係る住宅又は家財が災害により受けた損害（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）の程度及び平成22年中の合計所得金額に応じた減免の割合（ただし、平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下の方に限る。）

合計所得金額	減免の割合	
	損害の程度が3 / 10 以上5 / 10 未満のとき	損害の程度が5 / 10 以上のとき
500万円以下	1 / 2	全部
750万円以下	1 / 4	1 / 2
750万円超	1 / 8	1 / 4

※介護保険については、上記のほかサービス利用料についても減免の制度がありますので、玉川村保健センターまでお問い合わせください。

#### (ウ) 災害により農作物に被害を受けた場合

農作物の減収による損失額（※1）が、平年における農作物の合計収入金額の3 / 10以上となる方に対し、農業所得に係る市県民税の所得割の額及び農業所得に係る国民健康保険税並びに介護保険料の額（※2）について、平成22年中の合計所得金額に応じた割合により減免します。ただし、平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下で、当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円以下の方に限ります。

（※1）農業共済金等により補てんされる金額を除く。

（※2）平成23年度分の国民健康保険税又は介護保険料に、平成22年中の合計所得金額のうち農業所得の占める割合を乗じて得た額をいう。

合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部
400万円以下	8 / 10
550万円以下	6 / 10
750万円以下	4 / 10
750万円超	2 / 10

#### (2) 固定資産税

##### ① 減免の対象及び割合について

減免の対象となる資産は、課税されている固定資産のうち、次のものが対象となります。

区分	損害の程度	減免割合
土地	被害面積が当該土地の面積の8 / 10以上	全部
	被害面積が当該土地の面積の6 / 10以上8 / 10未満	8 / 10
	被害面積が当該土地の面積の4 / 10以上6 / 10未満	6 / 10
	被害面積が当該土地の面積の2 / 10以上4 / 10未満	4 / 10

家屋	全壊（当該家屋の損害割合が5/10以上）のとき。	全部
	大規模半壊（当該家屋の損害割合が4/10以上5/10未満）のとき。	6/10
	半壊（当該家屋の損害割合が2/10以上4/10未満）のとき。	4/10
	・り災証明書のり災状況が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の家屋が減免の対象となります。 ・「一部損壊」（損害の程度が2/10未満）の場合は、減免に該当しません。	
償却資産	全壊、流失、埋没等により資産の原形をとどめないとき、又は修理不能のとき。	全部
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の6/10以上の価値を減じたとき。	8/10
	使用目的を著しく損じ、修理又は部品の取替を必要とする場合で、当該資産の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき。	6/10
	使用目的を損じ、修理又は部品の取替を必要とする場合で、当該資産の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき。	4/10

## 2 申請の手続き及び決定

### ①申請方法について

減免を申請する方は、減免申請書に必要事項を記載して、**平成24年1月25日（水）**までに下記により提出してください。申請が遅れますと減免の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

・住民税務課（1階）窓口での申請

受付時間 午前8：30～午後5：15（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

・申請の際に必要なもの

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 減免申請書</li> <li>(2) り災証明書（提示のみ）</li> <li>(3) 住宅又は家財の損害額や補てん額が分かる書類等</li> <li>(4) 農作物に被害を受けた方は、農作物の損害額や補てん額が分かる書類等</li> <li>(5) 預金通帳（還付する場合の口座番号等をコピーします）</li> <li>(6) 印鑑（認印）</li> </ul> |
|---|

### ②納付について

・減免の申請を行っても、減免決定までに時間を要しますので、その間は通常通り納付願います。

・後日、減免決定がなされた際は、還付及び納付額との差額を調整します。

・また、特別徴収や口座振替の方は、減免決定されるまでの間は、通常通り天引き又は引き落としが行われ、後日、還付及び納付額との差額を調整します。

### ③決定及び通知について

担当課において審査の上、減免の可否及び減免額を決定し、それぞれ通知します。  
※減免申請提出後、電話等による内容確認又は現地調査等を実施する場合があります。  
※介護保険料の減免申請をされる方が世帯内に複数人いる場合は、それぞれに1人1申請となりますので、申請書をコピーして御使用いただくか、健康福祉課（57-4623）まで御請求ください。

## 2. 台風15号による被災者の皆様へ 村民税等の減免のご案内

### 1 村税等の減免

個人村民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料のうち、災害が発生した**平成23年9月21日以降**の税額等について、被害の状況により、平成23年度の村税等の減免を実施いたします。

【お問い合わせ先】

- ・ 個人の村民税、固定資産税、国民健康保険税については、  
住民税務課 TEL 57-4622
- ・ 介護保険料については玉川村保健センターTEL 37-1024

### ◇減免の対象となる税目及び納期等

税 目 等		減免の対象となる納期等	備 考
個人村民税	普通徴収	平成23年度3期、4期分	非住宅の損害を除く。
	給与特別徴収	平成23年度9月徴収分から5月徴収分まで	
	年金特別徴収	平成23年度10月徴収分以降	
国民健康保険税	普通徴収	平成23年度4期～8期分	
	特別徴収	平成23年度10月徴収分以降	
介護保険料	普通徴収	平成23年度4期～8期分	
	特別徴収	平成23年度10月徴収分以降	
固定資産税		平成23年度2期、3期、4期分	被災した土地、家屋、償却資産

※災害前の納期分は該当しません。

### ◇減免（損害の程度によって村税等の一部又は全部を減額）の要件及び減免の割合

（1）個人村民税・国民健康保険税・介護保険料

#### ①減免の対象及び割合について

（ア）災害により納付義務者が死亡した場合や障害者となった場合及び生活保護法の規定による生活扶助を受けることになった場合

事 由	減免の割合
死亡したとき。	全 部
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき（個人市県民税に限る。）。	全 部
障害者となったとき。	9/10

（イ）納税義務者又は納付義務者（控除対象配偶者、扶養親族を含む。介護保険料は同一の世帯に属する生計中心者を含む。）の所有に係る住宅又は家財が災害により受

けた損害（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）の程度及び平成22年中の合計所得金額に応じた減免の割合（ただし、平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下の方に限る。）

合計所得金額	減免の割合	
	損害の程度が3/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき
500万円以下	1/2	全部
750万円以下	1/4	1/2
750万円超	1/8	1/4

(ウ) 災害により農作物に被害を受けた場合

農作物の減収による損失額（※1）が、平年における農作物の合計収入金額の3/10以上となる方に対し、農業所得に係る市県民税の所得割の額及び農業所得に係る国民健康保険税並びに介護保険料の額（※2）について、平成22年中の合計所得金額に応じた割合により減免します。ただし、平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下で、当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円以下の方に限ります。

（※1）農業共済金等により補てんされる金額を除く。

（※2）平成23年度分の国民健康保険税又は介護保険料に、平成22年中の合計所得金額のうち農業所得の占める割合を乗じて得た額をいう。

合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部
400万円以下	8/10
550万円以下	6/10
750万円以下	4/10
750万円超	2/10

(2) 固定資産税

① 減免の対象及び割合について

減免の対象となる資産は、課税されている固定資産のうち、次のものが対象となります。

区分	損害の程度	減免割合
土地	被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき。	全部
	被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき。	8/10
	被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき。	6/10
	被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき。	4/10
家屋	全壊（当該家屋の損害割合が5/10以上）のとき。	全部
	大規模半壊（当該家屋の損害割合が4/10以上5/10未満）のとき。	6/10
	半壊（当該家屋の損害割合が2/10以上4/10未満）のとき。	4/10

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書のり災状況が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の家屋が減免の対象となります。</li> <li>・「一部損壊」（損害の程度が2/10未満）の場合は、減免に該当しません。</li> </ul>	
償却 資産	全壊、流失、埋没等により資産の原形をとどめないとき、又は修理不能のとき。	全 部
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の6/10以上の価値を減じたとき。	8/10
	使用目的を著しく損じ、修理又は部品の取替を必要とする場合で、当該資産の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき。	6/10
	使用目的を損じ、修理又は部品の取替を必要とする場合で、当該資産の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき。	6/10

## 2 申請の手続き及び決定

※1. 東日本大震災の申請の手続き及び決定と同様ですので、参照してください。